

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとした全てのステークホルダーの皆様の信頼に応え、継続的な企業価値の向上と健全で透明性が高く、環境の変化に柔軟に対応できる経営を重要な課題と位置付け、経営効率の更なる向上を図りつつ、業務遂行の意思決定機関である取締役会の充実、コンプライアンス遵守等、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。また、企業活動の展開にあたり、法令を遵守し、社会倫理に従って行動するという観点から、当社グループの役員及び従業員の基本的な行動の規範を定めた「レイグループ行動規範」を策定し、役員、従業員に遵守、徹底を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エイチ・ダブルユ・プロジェクト	1,729,000	12.07
有限会社エス・ダブルユ・プロジェクト	1,729,000	12.07
株式会社レイ	1,434,962	10.01
分部 至郎	1,198,440	8.36
分部 日出男	1,097,980	7.66
レイ従業員持株会	570,860	3.98
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	161,500	1.13
分部 清子	143,880	1.00
大石 雅	127,800	0.89
小山 正己	119,600	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は代表取締役直属の内部統制本部を設置しており、内部統制本部が内部監査をおこなう際は、原則、監査役立会のもとおこない、相互連携を図り、また、会計監査人として「有限責任監査法人トーマツ」を選任しており、会計監査人、監査役及び内部監査部門で意見交換、報告会等をおこない、連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神崎 直樹	弁護士													
吉田 広務	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神崎 直樹	○	――	(社外監査役選任理由) 弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。 (独立役員選任理由) 社外監査役として独立した立場で適切に職務を遂行していただいております、かつ、当社との間に特別な利害関係を有せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。
吉田 広務	○	――	(社外監査役選任理由) 他社における経営者、監査役としての豊富な経験、幅広い知見を当社の監査に反映していただくためであります。 (独立役員選任理由) 社外監査役として独立した立場で適切に職務を遂行していただいております、かつ、当社との間に特別な利害関係を有せず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を導入しておりましたが、平成27年5月をもって対象者の権利行使期間が満了しており、現在はストックオプション制度は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。平成29年2月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は、取締役に対して55百万円、監査役に対して15百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する専任サポート組織はありませんが、必要の都度、内部統制本部及び管理部門のスタッフが資料の収集、分析等のサポートをおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制

会社の機関の内容

当社の主要な意思決定、執行機関としては、取締役会、執行役員会が設置されております。取締役会は、現在3名の取締役で構成されており、原則月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。また、当社は、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに経営の効率化、意思決定の迅速化、業務執行区分の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員会は、現在6名の取締役、執行役員で構成されており、原則取締役会の開催日に併せて開催し、経営方針、計画の進捗状況の確認、問題点の把握、業績状況等についての実務的な検討等がなされ、重要事項については取締役会からの諮問にこたえる体制で取り組んでおります。

また、当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しており、監査役会は現在3名の監査役で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定例監査役会とともに、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役会、執行役員会及び社内的重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人・内部監査部門との連携等を通じて監査の実効性を高めており、経営監視の客観性・中立性は確保できると考え、現在の体制としております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、取締役会において事業リスクに対する検討を行うとともに対策を講じ、また、法的リスクに対しては法務担当者を置き、弁護士事務所と顧問契約を締結し、必要な助言と指導を受ける体制を講じております。また、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、原則月1回委員会を開催し、リスクに対する検討、対策を行っております。

2. 内部監査及び監査役監査

当社は代表取締役直轄の内部統制本部(1名)を設置しており、当社及びグループ全子会社において、各業務が合理的・効率的に運営されているか、各種資産の管理保全が適切に行われているか、各種法規・法令及び諸規程に準拠した業務対応がおこなわれているか等を検証しております。また、当該部門に対しては、必要に応じて改善提言を行い、その内部監査の結果は、代表取締役、取締役会、執行役員会に報告されております。

監査役は、内部統制本部が内部監査をおこなう際は、原則、内部監査に立会い、相互連携を図るとともに、それぞれの監査計画を調整・確認し、内部監査結果の報告を受け、意見・情報交換を行うことで監査役監査の実効性向上に繋げております。また、当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計士と監査役で意見交換、報告会等をおこない、連携を図っております。

3. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を選任しておりません。当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少数の取締役をもって取締役会を設置しております。当社においても、近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、社外取締役候補者を探しております。しかし、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見を有し、かつ経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えていますが、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。また、社外監査役は2名であり、社外監査役2名の内、吉田広務氏は当社株式を5千株保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的関係、又は取引関係、その他の利害関係はありません。社外監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役会、執行役員会及び社内的重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人・内部監査部門との連携等を通じて情報の収集、事業の進捗等を把握し、必要な助言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務の執行につき監査を実施していることから、経営の監視機能の面では、十分に機能する体制が整っていると考え、現在の体制としております。また、社外監査役の選任については、十分な知識、経験等のある独立性の高い社外監査役の選任に努めております。

なお、当社は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明確には定めておりませんが、選任に際しては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

4. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針は定めておりませんが、役員報酬等の報酬限度額は株主総会において決議し、取締役の報酬の総額及び取締役個人の報酬等の額は取締役会において、監査役の報酬の総額及び監査役個人の報酬等の額は監査役会において決定しております。

5. 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を締結し、監査を受けております。平成29年2月期の監査業務を執行した公認会計士は向真生氏、森田健司氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他5名であります。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

6. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的に、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

7. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する

株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の主要な意思決定、執行機関としては、取締役会、執行役員会が設置され、ともに原則月1回及び必要に応じて臨時で開催し、相互の監視・牽制を実行しております。

執行役員会は当社取締役及び執行役員で構成されており、経営方針、計画の進捗状況の確認、問題点の把握、業績状況等についての実務的な検討等がなされ、重要事項については取締役会への諮問、報告がなされる体制となっております。

当社は、社外取締役を選任しておりません。当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少数の取締役をもって取締役会を設置しております。当社においても、近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けて、社外取締役候補者を探しております。しかし、社外取締役が経営判断に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社の事業領域に関する知見を有し、かつ経営陣からの独立性を有していることが必要であると考えていますが、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。

また、当社の監査役は3名の内2名が社外監査役であり、社外監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役会、執行役員会及び社内の重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人・内部監査部門との連携等を通じて情報の収集、事業の進捗等を把握し、必要な助言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務の執行につき監査を実施していることから、経営の監視機能の面では、十分に機能する体制が整っていると考え、現在の体制としております。また、社外監査役の選任については、十分な知識、経験等のある独立性の高い社外監査役の選任に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会後に、当社グループの具体的な業務内容等を報告する機会を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR支援会社が開催する個人投資家向け説明会に参加し、会社概要等の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施し、決算説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会や個人投資家向け説明会の映像、音声を配信しております。 アナリストによる当社のレポートを掲載しております。 また、決算短信や開示資料等も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「レイグループ行動規範」において、ステークホルダーの皆様の尊重につき謳っております。
その他	会社経営の基本方針の実践により企業価値の向上を図り、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが重要と考えております。また、当社グループの業務はセキュリティの確保が強く求められるため、情報セキュリティ規程を定めるとともに、プライバシーマークを取得し、株主やお取引先皆様をはじめとする情報の安全管理に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 当社及び当社子会社(以下あわせて「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「レイグループ行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、使用人に対し適切な研修体制を設ける。

(2) 当社グループの役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱い、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループの各部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスクを明確化するとともに、各部門毎のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役会に報告する体制を整備する。

(2) 当社社長を委員長とする「レイグループリスクマネジメント委員会」を運営し、当社グループのリスクを統括・管理する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、社内規程として、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

(2) 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せ開催する。

(3) 当社グループの業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

また、当社子会社においては、当社グループの経営方針を共有し、業務執行を行っていくこととする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。

(2) 当社子会社の経営については、「子会社役員規程」「子会社管理規程」に基づき、運営・管理されることとし、重要な事項を決議する場合には、当社取締役会の決議も要するものとする。

(3) 当社は当社子会社に対し、定期的に、当該子会社の取締役等の職務執行状況等についての報告を求めることとする。

(4) 当社社長直属の内部統制本部は、内部監査規程に基づき当社グループに対し内部監査を定期的実施し、グループの業務全般に亘る内部統制の有効性及び妥当性を検証する。内部監査の結果は、取締役会及び執行役員会並びに監査役会に報告される。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人(以下「監査担当者」という。)を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

7. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は、当社及び子会社の業務の進行状況、業績等に関する重要事項について当社の監査役に報告する。また、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(2) 監査役は、当社グループの取締役会の他、業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

9. 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又債務の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの代表取締役と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部統制本部との情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に反社会的勢力を排除するための体制を定めるとともに、レイグループ行動規範においても以下の内容を定め、遵守、徹底を図っております。

反社会的行為への関与の禁止

基本方針

レイグループは、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切かかわらない。

具体的行動規範

1. 反社会的な活動や勢力との関係を一切持たない。

役員および社員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力との関係を一切持ってはならない。

2. 反社会的勢力からの不当な要求に妥協しない。

役員および社員は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、金銭等による妥協をしてはならない。役員および社員は、事態発生時は直ちに上司に報告し、上司は管理部門に連絡しなければならない。

3. 反社会的勢力との取引を行わない。
役員および社員は、反社会的勢力とは、一切取引を行ってはならない。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

安定株主比率が高いため、買収防衛策の導入は検討しておりませんが、当社グループの買収防衛に関する考え方としましては、成長を実現し、付加価値の高い企業となることで、企業評価を高めていくことが最大の買収防衛策と認識しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「上場会社の企業行動に関する規範」第23条(会計基準等の変更等への対応に係る体制整備)への対応として「公益財団法人財務会計基準機構」に加入しております。